

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
111	<p>川崎市では、専門職の採用を行っていないため、司書の育成が体系的に行われていません。市の職員として司書を採用し、継続して図書館で働き続けられなければ、司書資格を持っていても経験が積めないため、技量は向上しません。専門性の高い職員がいない中で、指定管理の図書館を管理・監督できるでしょうか。健全な図書館運営のためには、専門性の高い職員が継続的に図書館業務に当たり、計画的に司書を育成することが必要です。従って、指定管理者制度を導入することは、川崎市の図書館の将来の発展が望めません。指定管理者制度を導入する前に、まず、川崎市の図書館計画を構築してください。そして司書職の職員を、計画的に育成するシステムを作ってください。</p> <p>(同趣旨ほか29件)</p>	<p>社会状況が変化し、図書館への市民ニーズも多様化する中で、これらの変化に的確に対応していくため、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のため研修事業の再構築を進めていくことをお示ししているところでございます。現在、図書館職員の人材育成としては、初任者向けた社会教育及び図書館業務に関する基礎的な研修はもとより、図書館におけるOJTを通じた職場における人材育成や、図書館司書講習などへの派遣研修などを実施しています。指定管理者制度導入後は、従来の取組を引き続き実施するとともに、市が実施するレファレンス研修等に指定管理館職員も参加し、市立図書館全館職員の専門性を高めていきます。</p>	D
112	<p>指定管理では「柔軟で弹力的な人員配置ができる」とあるが、具体的にはどのようなことですか。採用形態を多様な非常勤配置を前提にしていませんか。それで安定的、継続的な運営ができるのですか。管理業者が利益を上げるには、収入がないので、人件費を抑えて収益を上げることになるため、指定管理の図書館は、ワーキングプアの温床と言われています。低賃金の労働環境では働き続けることができず、経験を積むことで養われる司書の専門性が向上しないので、サービスの低下を招きます。それでは安定的で継続的な運営はできません。指定管理では、仕事・雇用・賃金等が不安定になり、専門職が辞めにくく事例も多い。実際に市民ミュージアムの事例がまさにその典型ではないですか。</p> <p>(同趣旨ほか25件)</p>	<p>現在、市では通常の事務職員が館の運営を行っておりますので、土日、夜間といった時間帯が手薄になる傾向がありますが、民間の自由な勤務形態において柔軟に対応できることを期待しているものでございます。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
113	<p>幸・宮前・麻生図書館と5館の分館の指定管理者制度移行の理由に納得できません。指定管理の図書館になったら、直営の図書館と同じサービスができるとは考えられません。施設管理、施設修繕等について、指定管理者には一定の管理権限(裁量)が委ねられているので、トラブルなどへの対応に不安があります。何かあった時の市の責任の所在が不明確にならないか、これにどう対処していくのか、役割分担、リスク分担がきちんとされるのか心配です。他区と同様に直営館として、図書館法に則って運営してください。</p> <p>(同趣旨ほか25件)</p>	<p>指定管理者制度における人員配置については、館長を含め指定管理者が行い、館長が一定の裁量を持って館運営を行います。トラブル等については一義的には館長が行いますが、市の対応が必要な場合は直営館と連携し、対応できる体制を構築します。直営館においてはモニタリングなどを通じて指定管理館の運営を把握し、必要に応じて指導を行うなどしっかりとチェックを行ってまいります。</p>	D
114	<p>図書館法は、図書館の目的が示されている、図書館を規定する個別法です。図書館は、図書館法に則って運営されるべきで、一番優先される法です。図書館法を視点に加えてください。</p> <p>(同趣旨ほか21件)</p>	<p>図書館は、図書館法に基づく施設であり、管理運営手法に関わらず法を順守すべきと認識していることから、図書館法に則った運営について、6(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点に加筆いたします。</p>	A
115	<p>効率的・効果的な管理・運営手法とは、誰のためのものなのか。行政にとっての効率的・効果的であっても、利用者にとって、サービスの低下や不便を招いてはならない。川崎市の図書館運営の目的は、図書館が目標とする、市民への全域旅游サービスを目指すことに変わりはない。それが、効率的・効果的な運営のために減退させられるのは、図書館設置の目標を尊重しないことになる。行政の「効率的・効果的な管理・運営」のために、利用者へのサービスを犠牲にしないで欲しい。</p>	<p>多様な市民ニーズへの対応を行うにあたって、限られた資源を有効に活用しながら効率的・効果的に取組をおこなってまいります。管理運営体制の検討につきましては「今後の市民館・図書館のあり方」に基づくサービス向上が図られるような体制を構築してまいります。</p>	D
116	<p>案には利用者による第三者評価の仕組みの記載がありませんでした。利用者のための改善であるなら、その結果を評価するのは利用者であるべきです。図書館については、直営館が、指定管理館をモニタリングすることになっていますが、モニタリングするのは市民の代表であるべきで、行政が指定管理の業者をモニタリングするとなると、行政側と指定管理業者との癒着やなれ合いが生じることを危惧します。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>指定管理施設のモニタリング等については、市の責任において、行うものです。原則、公開となっている民間活用事業者選定評価委員会は外部有識者の委員会ですが、事業終了後は、毎年、運営の評価を行ってまいります。利用者の意見については、適宜意見を吸い上げ、モニタリングを行い指定管理館が適正に運営されているかの判断の際に、参考にさせていただきます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
117	市職員が新たに取り組む企画とは、図書館法が求める目的の何にあたるものですか。川崎市は、これまで図書館法に則って、市民サービスの充実に努力しています。人口減少などの課題が多いときに、「考え方」で度々示されている「多様なニーズに応える」ことは、図書館法の目的からすれば、資料提供、全域旅游サービス、職員の技量を育てる根幹の目的より優先されることでしょうか。指定管理者制度の導入は、川崎市の図書館を育て、利用者を確実に増やすことにはなりません。指定管理者制度を図書館に導入しないでください。	市職員が取組む企画や新たな取組については、図書館法第3条に規定されている事項について、市民ニーズを踏まえより一層充実を図るものです。これまでの資料提供等図書館の根幹のサービスは引き続きしっかりと実施したうえで、市民の読書ニーズに応えるため幅広いサービス展開を行ってまいります。	D
118	図書館を指定管理者に任せる事には反対です。公的であるという事は、利潤追求の対象にならないという事です。利潤追求してはいけないものを、民間にしては、人間が育ちません。図書に対する専門家を育てる事も大切です。市民の税金で作った図書館、専門司書もいて、自由に学習できる場所も確保できる場所を作ってくれることを望みます。今は、学習するスペースもないくらいです。	指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き市の責任において、図書館運営を行ってまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
119	市民の声をきちんと取り上げて欲しい。「指定管理制度」を導入しなければならないのか。図書館は専門的知識が必要な仕事が多いと思うが、これを営利団体に任せてスムーズな運営が可能だろうか。図書館を利用する市民にとって歓迎できるだろうか。営利目的の団体は自分たちの利益になると思う市民の声しか取り上げないだろう。図書館は貸本屋ではないのだから、人気のある本ばかりではなく、専門書なども充実していることが大切である。指定管理制度では、図書館本来の機能を果たせないため、導入には反対する。	本考え方（案）の公表後、パブリックコメントに合わせ、各種関係団体やボランティア等の市民の皆様にもご説明し、意見交換を行ってまいりました。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。指定管理者制度導入後も、選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関する決定については、市が責任を持って行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
120	図書館には指定管理者制度はなじまない。図書館の指定管理者は、独自に収益を得ることができないため、利益を生むためには人件費の削減が必要になる。結果、非正規職員扱いの司書が増加し、雇用が不安定になる。また利用が増えても職員の負担が増え、低賃金で働く非正規職員は定着しない。非正規で安上がりの指定管理者をあてにするのはやめるべきである。	指定管理者の雇用形態や賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
121	図書館への指定管理者制の導入には反対です。住民に関する情報保護の観点、学校図書館との連携、他の図書館や類似機関・行政部門との連携・協力を進めるためにも市が直営で実施してください。レファレンスなども丁寧に行うと時間がかかります。また地域資料の継続的な収集や、資料保存などの、数値化しづらく重要な業務が、おそろかにされる恐れがあります。	市民の多様なニーズに対応するための管理運営手法として指定管理者制度が適当であると考えております。指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者制度導入にあたっての視点（社会教育法に基づく社会教育の振興の継続、選書・蔵書の中立性の確保、効率的・効果的なレファレンスサービスの実施、地域の図書資源を活用した多様な主体との連携等）を持って、管理・運営してまいります。	D
122	「指定管理者制度」は導入に反対です。今の図書館をより充実したものにしてもらいたいが、効率性を求めるために「指定管理者制度」導入というのがあまりに無責任ではないでしょうか。地域に根を下ろした図書館とはどういうことが求められているのか、図書館が今の社会の中で果たす役割は何かなどについて討論し、市民にもわかる形で提案していく良い機会だと思います。そして、今まで長い間、図書館が培ってきた財産は守ってほしいです。指定管理者制度が導入されると、市の方針でレールが敷かれていいくことになる場合が多いのではないかと心配です。	社会状況が変化し、市民館・図書館への市民ニーズも多様化する中で、これらの変化に的確に対応していくため、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定したところでございますが、限りある人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えられます。また、図書館サービスについては、これまで培ってきたものを確実に維持しつつ、より充実させるよう取り組んでまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
123	直営館と指定管理館をセットにして、モニタリングする体制の構築とありますが、この体制では地区館の特色を生かす図書館づくりはできません。指定管理にしたらこんなことができる先行例をつけていますが、予算と人があれば直営でもできます。また、5年契約の指定管理者制度では、専門性の蓄積ができません。指定管理の図書館で、図書館法に準拠した図書館の展開できるのでしょうか。指定管理者制度は利潤を生みだすことが優先され、衆参議員の論議でも、多くは「指定管理は図書館になじまない」とのことでした。また、経費削減どころか、運営経費は上がります。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。しかし限りある人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る柔軟で弾力的な人員体制や指定管理者のノウハウ等を活用した事業サービス面においてメリットがあると考えられます。	D
124	図書館の基本的な役割は資料・情報の提供です。図書館サービスの指標として、入館者数ではなく、貸出点数が適切だと考える。図書館の利用が減少したとあるが、実態をどう分析したのか。図書館の評価は、10年以上経たないと判断できない。指定管理者がサービスを減じた上で管理経費は上げるといった傾向がある中で、指定管理に切り替えるのは正規職員の減員に他ならないだろう。これでは市民へのサービスは十分に展開できない。指定管理制度導入の目的に反する。3館の指定管理化によって、3館合計正規職員24人（15人司書）・非常勤22人はどこへ行くのか。	図書館のサービスの指標として貸出点数や入館者数があり、近年は全国的に減少傾向にあります。直接の要因は特定できませんが、活字離れやICT機器の発達などによる調べもの学習の減少などが考えられます。館の指定管理導入後の職員は市の別部署への異動等、人事施策の下、決定されていきます。	D
125	直営館と指定管理者が1対1のモニタリングといったチェック体制をとることは、非現実的である。指定管理制度は正規の職員が減る。指定管理になったら、サービスが上がると言う説得力に欠ける。指定管理館のサービスは落ちている。指定管理の職員は低賃金で、しかも司書が必ずしも配置されるわけでもない。継続性も心配である。そんなことでサービスは良くならない。指定管理者制度になった図書館が直営に戻ったところもある。指定管理者制度を中止するべきだ。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。しかし限りある人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る柔軟で弾力的な人員体制や指定管理者のノウハウ等を活用した事業サービス面においてメリットがあると考えられます。また、モニタリングについては、そのチェックが有効かつ適切なものとなるよう今後、体制作りについて検討してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
126	市と指定管理者の連携の具体性や根拠を提示していない。直営館がモニタリングの館の選書を点検すると例示しているが、実現可能性が低く、非効率的である。選書は、地域の利用者の要望などを結び付けられる専門職の配置が必要である。指定管理では司書の配置が約束されるわけではない。もし、司書が配置されても他の市での経験を活用できるわけではない。5年で指定管理業者は入れ替わる可能性があるため、ノウハウの継続が難しい。個々の資料の選別ができるまで、10年の経験は必要である。指定管理導入は止めるべきである。	選書については、全館の職員で行う集中選定方式を維持し、最終的な判断は市が行います。また、指定管理館の職員は、図書への知識を持つことを前提としつつ、選定業務を直営館の職員と一緒にを行い、必要に応じて研修を行うなどにより、業務の理解を図っています。また、集中選定の現場でリクエスト本の検討を一緒にを行い、地域の読書ニーズを直営館が把握するとともに、モニタリングを通じて、適切な対応に努めてまいります。	D
127	指定管理では、図書館の専門性が低下し、指定管理館の館長のみが正規職員、あとは契約社員のためワーキングプアの温床である。5年で別の会社に移行する可能性がある。指定管理会社と市の直営館との連携はあり得ない。東京都都の事例では、事実上の命令伝達のみで、連携はされていない。従来の例からも、指定管理の目的にある住民福祉の向上を達成することはできない。社会教育、図書館への導入は見直すべき。	図書館の適正な運営に必要な人員体制や事業サービスなどについては、仕様書等に明示することなどで確保してまいります。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
128	川崎市社会教育委員会議の報告書には、図書館は指定管理者制度には馴染まない、直営であることが望ましいとあります。市は2020年度までは図書館法に基づく「7つの運営理念」を掲げていました。その中に「市民に信頼され、市民が支える図書館」、「川崎として特色ある図書館」、「図書館職員の専門的能力と資質の向上を目指す図書館」という項目があります。そのためには、直営でなければなりません。指定管理制度の導入は馴染まないです。	本市では、7つの運営理念を踏まえ、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定いたしました。その方向性につきましては、館の管理運営体制に関わらず目指すべきものと認識しており、直営でないと達成できないというものではありません。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
129	1区は広さに対し、図書館が少ない中で区を併せた図書館サービス圏という前提の直営館と指定管理館のセットでの運営には反対する。また、指定管理の職員は非正規で、司書資格を問わない条件が多く、低賃金が実態といわれている。契約期間内に同じ人が採用されるとは限らない。こうした職員の実態を市民に明らかにせず、「指定管理になったら素晴らしいノウハウが使える」という内容は適切ではない。図書館のノウハウを持っている業者は全国的にも少ない。専門性を持った職員が配置されるのは稀である。	本市におきましては、地区館や分館、ほか地域での図書サービス等により、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。図書館の専門性につきましては、市と指定管理者が連携して確保に努めるとともに、職員の専門性につきましては仕様書等で司書資格を要件にする等、確保を図ってまいります。	D
130	直営館が2つの図書館の管理運営を行うことになり、直営館の職員の仕事内容が増えることにならないか。また、指定管理館では、直営館の指示がなければ動けなくなり、スムーズな活動ができないのではないか。すべての図書館を直営にして、独自の運営ができたほうが良い。区毎に抱えている課題も違うため、各区の実情に合わせて動けるようにすべきである。現在でも区にひとつの中立的図書館しかない状況で、区民のニーズに対応できていない状況にあるのに、2つの区を見て、活動を考えると、区民のためのサービスに対応していくことがかえって難しくなるのではないだろうか。	直営館は、館の運営と指定管理館のモニタリング業務を担うことになります。この業務体制については、引き続き検討してまいります。本市におきましては、地区館や分館、ほか地域での図書サービス等により、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。	D
131	「図書を通じた地域作り」について、市と指定管理者が密接に連携できる体制を作ると述べているが、今の市の職員でも十分にできていない地域ニーズや地域読書ボランティアの状況を、指定管理者ができるのだろうか。宮前区では、地域の子どもたちの読書生活を支えることができない。「こども文化センター」などの子育て機関との連携も必要であるが、図書館と「こども文化センター」が連携して地域の読書活動を進めるには、指定管理者の力ではなく行政に携わる多くの職員の協力が求められる。地域の読書を進めていくために、多くの課題を解決していくかなくてはならない。	地域の図書資源を活用した多様な主体との連携については、地域ニーズの的確な把握や学校・地域ボランティア等の多様な主体と連携しながら取組みを進める必要があることから地域の特色や近似性を踏まえた市と指定管理者が密接に連携できる体制の構築を行います。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
132	指定管理の大きな問題点は、指定期間が定められていること。指定管理者との契約は数年単位となる、契約期間を過ぎると、指定管理者が変わる可能性がある。市が責任をもって指定管理者をモニタリングし、一体となって運営を行うとしているが、具体性がない。「マネジメント、モニタリング」という言葉だけでは、よくわからない。具体的にどのようにするのか、教えてほしい。図書館を利用する市民にとっては、とても心配である。	市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、指定管理者だけではなく、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。	D
133	市職員が培ってきたレファレンス手法や地域特性をどうやって指定管理者に伝え、どのように連携していくのか、具体性がない。レファレンスは、長年の経験が必要である。レクチャーを受けていれば、継承できるものではない。なぜ、指定管理となると、効率的なレファレンスができるのか。市の職員が経験を積み重ねることにより、レファレンスの更なる向上が実現できる。指定管理者よりも市職員の図書館司書の研修や経験の積み重ねこそが重要である。	レファレンスにつきましては、指定管理館にも市がこれまで培ってきたノウハウを引継ぐとともに、中央図書館的機能を持つ中原図書館がレファレンス全体を総括するこれまでと同様の体制を維持してまいります。また、指定管理者職員も市主催のレファレンス研修に参加するなど、知識・経験を積み重ねてまいります。	D
134	現在の選書体制を変えないとすれば、もし指定管理者から、選書について疑義が出され、選書への偏りが出た場合は、どう対処するのか。指定管理とは管理運営を民間事業者に任せることであり、図書館の根幹をなす資料の選定についても指定管理者から運営上の意見が出された場合はどうするか。その点についての確認がないと、市民としては不安である。	公共性の確保のためには選書・蔵書の中立性の確保が必要であり、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。	D
135	市職員は企画、マネジメントや新たな取り組みをするとあるが、直営館では指定管理者と職員は同じ場で働くため、実現は困難だ。指定管理館では、企画は指定管理業者の裁量にまかせると言っているのではないか。直営館の職員が指定管理館の企画を行うのか。指定管理のノウハウを直営館で活かせるのか。直営館の職員が指定管理館のボランティアとの関係を保つことができるか。直営館の職員の業務負担の増大となる。指定管理館の運営については、他区の直営館職員が関わることとなり、地区館としての独立性を失うことが懸念される。住民にとっては分館扱いされたような不公平感がある。	直営館と指定管理館は、連携して業務を行います。直営館は、館の運営と指定管理館のモニタリング業務を担うことになります。この業務体制については、引き続き検討してまいります。市立図書館におきましては、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
136	選書等について館長が責任を持つため、直営館が選書のチェックはできない。5年で次の管理者に変わる可能性もあり、廃棄を含めた蔵書の構築は指定管理者にはできない。選書・蔵書の中立性の確保のために「図書館の自由の宣言」を仕様書等に明記して欲しい。指定管理館は次の指定を受けたいため、図書館の中立性よりも外部からの指摘を優先するのではないか。図書館の指定管理導入の先行例を見る限り、指定管理導入の目的である「住民の利用をより有効、適切に行うことができる」は実現できていない。指定管理導入後、年月が立つとサービスは20~30%低下、逆に指定管理料は上がる。この事実をどう評価したのですか。導入館の傾向について、考え方を示してください。	指定管理者制度導入後におきましても、これまで図書館で培ってきた経験や専門性等を有効に活用し、図書館サービスを向上させていくことが必要と考えております。選書につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。他都市においては、様々な先行事例があり管理・運営体制の検討にあたって、参考にしてまいりました。	D
137	図書館は、資料と利用者を結びつけることが大事です。利用者からの質問等を各館が蓄積し、図書館員同士の情報交換や協力で利用者ニーズに応えるものです。図書館の業務は、一般的な効率性で測ることができません。指定管理業者にレファレンサー配置の条件を具体的な仕様書で提示できますか。指定管理を導入するなら、日本図書館協会の認定司書を配置してください。また、各館のレファレンスの質をあげていくには、図書館員同士の日々の連携が必要ではないでしょうか。	レファレンスにつきましては、指定管理館にも市がこれまで培ってきたノウハウを引き継ぐとともに、地区館で対応できない場合は中央図書館的機能を持つ中原図書館が対応するこれまでと同様の体制を維持してまいります。図書館司書の資格取得者の確保につきましては、仕様書等で定めてまいります。	D
138	図書館の本の選定や分類は、専門的が多く、資格を得るために特別に単位を取らなければなりません。選書や分類等の専門性を向上させなければならぬのに、非常勤職員では、不安が残ります。「市民ニーズ」、「中立性」などの名目のもとに流行りの本ばかり導入されては困ります。市民が希望した本は、購入して頂けるのでしょうか。目先の経済性や商業ベースで選書されることは困るのです。民間導入した他市では図書館の質の低下があったとの報道を見たことがあります。	資料選定については、これまでの全館の職員で行う集中選定方式を維持し、市民の皆様のニーズにも的確に対応してまいります。他都市事例を参考に図書館の質の維持に努めてまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
139	文庫は独自の文庫のポリシーの下でやっている。きちんと資料支援でもするのですか。団体貸出は、新たに指定管理館に追わせる。学校開放事業は、しかるべき図書の整備などが必要で、資料費が増え実績が積み上がっている訳でなく、実績もままならない。どういう図書館のコンセプトの下に展開する予定なのか、全く読み取れません。市と指定管理業者が密接に連携できる体制の構築、とありますが、これらの類似施設を支援していくのか、具体的な支援内容も不明、言ってみれば事業者に丸投げですか。それで、どんな実績をあげようとしているのですか。こんな余分な仕事を、きちんと活動していた地区館の仕事にプラスアルファーを加えること事態、指定管理館にとっても負担になり、ただでさえ、少ない職員で活動していた訳ですから、基本的な図書館の事業がおろそかになります。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。これまで行ってきた図書館サービスについては、確実に提供しつつ、新たな市民ニーズへの対応を進めてまいります。	D
140	図書館利用者と最も接点がある窓口業務は、利用者の要望を受け止める大事な業務である。窓口業務を委託したことによって、単なる図書の貸出・返却のみの仕事になってしまった。窓口業務でも資料相談できる場所として欲しい。民間業者の方が、図書館運営のノウハウに長けているのだろうか。他都市事例を見ても賑わいの創出に偏ってしまっている。図書館本来の資料の収集・提供・保存の一連の仕事をしっかりと職員があたらなければ、将来的な展望を生み出せないだろう。図書館を指定管理に出すべきではない。	現状、図書館のカウンター業務としては、登録・相談カウンターと貸出・返却カウンターがあり、委託業者と市職員が連携して対応を行っております。これまで行ってきた図書館サービスについては、確実に提供しつつ、新たな市民ニーズへの対応を進めてまいります。選書等につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定方式を継続してまいります。	D
141	指定管理者制度で専門性のある図書館司書などの人員体制の強化や民間ノウハウを活用した事業サービスによる、「市民ニーズ」への対応は必要なことです。しかし、指定管理者に図書館運営を委ねた場合、第3者に乗っ取られる可能性があるため、公共性に対して不安を感じる。	指定管理者制度導入後につきましても、直営館と指定管理館の連携によるモニタリング体制を構築し、公共性を確保してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
142	公共性の担保、培ってきた知識の継続が必要であると記載しているが、この大事な2点を差し置いて、新しいサービスを重視する指定管理者制度を導入する理由がわからない。直営で新しいサービスの展開が難しいのは何故か。現場の図書館司書等へのヒアリングはしたのか。川崎の司書1人当たりの奉仕人口は他都市に比べて多く、また、資料費は少ないのに貸出数、予約数は多いため、職員数を増やすべきである。職員数を増やす等の手段を講じても改善されない場合は、指定管理導入も仕方ありませんが、まず直営を考えてください。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。現在の限られた人的資源やノウハウでは、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えます。検討にあたりましては、現場職員と共に検討を進めてまいりました。	D
143	図書館は児童の心の成長の場となっているが、本案では、効率性を重視しており、子どもへの配慮が見当たらない。図書館のお話会等の児童サービスは、ボランティアが担っているが、本案ではボランティアに対する記載が見当たらない。これが川崎の10年先を見据えた方針とすれば残念です。図書館は全ての人、自分を成長させようとする人すべてに開かれた場所です。ボランティアは、地域資源の一部と位置付けていますが、市にとって図書館ボランティアとは、どのような存在ですか。	社会教育施設は、幅広い世代に向けた学習活動の動機付けやきっかけ作りの推進、また、特に利用率の低い子ども等への利用促進は重要であると考えております。読書の入口として図書館の児童サービスは重要であると認識しております。特に図書館ボランティアは読み聞かせなどで活躍していただいており、児童サービスや読書活動を支える存在として重要であると考えております。	D
144	「概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ」とありますが、川崎の図書館の理念については見当たらないので、理念を教えてください。理念の基にあり方や方向性が決まるものです。図書館の理念があることで、市民として図書館を支える力になる。図書館職員についても同様です。麻生区の市民館・図書館を2026年度に指定管理を導入するとあります。一業者が受けるとのことですですが、図書館の理念がなかったら、指定管理事業者も運営に迷いが生じます。市民館の生涯学習的活動と図書館(地域資料)の存在は密接なつながりがあると考えます。市民館が貸室やイベント開催の場にならないためにも図書館の理念をきちんと掲げてほしい。	「今後の市民館・図書館のあり方」においては、基本理念として「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして」を掲げ今後の図書館の事業サービスを開拓することとしています。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
145	<p>同一の指定管理業者が長期に指定を受ければ、管理監督をする直営の職員よりも知識や経験が豊富になり、直営の職員の管理・監督の責任が果たせなくなります。直営で図書館を運営する能力がなくなってしまいます。それでは、公平性・中立性は保障されません。公共図書館に指定管理者制度を導入することは、公共図書館の喪失に繋がります。川崎市の図書館のために、指定管理者制度の導入は見直すべきです。</p> <p>(同趣旨ほか16件)</p>	<p>指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き責任をもって市が対応してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D

## 6 その他にすること（意見数76件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
146	図書の購入リクエストで、「専門書は購入しない」と言われたが、「資料収集要綱」に違反している。専門書は、県立図書館や国会図書館の役割と聞いた。国会図書館の図書を川崎市立図書館を通じて、利用しようとしたが、他市を利用せざるを得なかった。「図書館の自由に関する宣言」の中の「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関」になって欲しい。	図書の購入リクエストについては、購入や他館から取り寄せる等により対応している所です。川崎市立図書館全館では、限られた予算の下、様々な分野の資料をバランスよく所蔵するよう努めています。また、それぞれの図書館では、国内出版物を中心に、全分野にわたり、基礎的な資料を幅広く資料収集することを原則としつつ、地域図書館として川崎の郷土史など、専門的な資料についても必要に応じて収集しております。川崎市立図書館で所蔵していない専門書などについては、リクエストに応じて、県立図書館や国会図書館から取り寄せも行い、資料提供を行っています。	E
147	図書館の貸出カードをスマホのアプリ化して欲しい。 (同趣旨ほか1件)	令和5年度に図書館システムの更新を予定しており、これに合わせて図書館アプリの導入を検討してまいります。	C
148	中国出身で母国語の本を探すとき、いつも検索が難しい状況です。検索画面の言語欄に中国語を追加して頂きたいです。	現在でも多言語対応として、ホームページの表記を中国語、韓国語、英語に切り替えることができます。	E
149	パブコメをとるに値しない（案）である。再度、作り直し、パブコメをとるに値する（案）ができたら再度パブコメに出すこと。	パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	E
150	予約本が入手しにくい。	図書館として限られた予算を有効に活用し、幅広いタイトルの資料を御提供できるように努めているところでございます。人気のある資料については、予約が集中する事がございます。	E
151	本案は、川崎市民のニーズに答えていないのかもしれない。	本考え方については、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の具現化に向けた管理運営手法についてお示しました。市民意見につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」策定にあたりまして、2年間かけて、アンケート形式や未利用者層へも参加を呼び掛けたフォーラムやワークショップにて意見を吸い上げるなど、様々な手法で意見聴取を行い、市民館・図書館へのニーズについてしっかりと把握し、そのうえで「あり方」の策定を行ったものでございます。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
152	学校司書の配置を希望する。	学校司書につきましては、各区に総括学校司書を3名配置して小・中学校、特別支援学校への巡回訪問を行うとともに、小学校70校には学校司書を配置し、高等学校には学校司書、司書事務補助員を配置して、学校図書館の蔵書整理、掲示等の環境整備、選書、授業支援における情報交換、司書教諭への助言等、読書活動の活性化を図っているところです。また、これまで小学校への学校司書の配置により、子どもたちの読書活動が充実し、多くの効果が見られていることから、かわさき教育プラン等に基づき、小学校への全校配置に向けた取組を進めてまいります。	E
153	コロナ後も、返却ポストが24時間使えると有難いです。	現在、各館で備え付けの返却ポストは、一部の館を除き終日御利用いただけるようにしておりますが、今後も継続を検討してまいります。	E
154	本のリクエストがネット上から出来るようになると良い。リクエスト本が図書館に入ったら、メール連絡が来ると良い。	図書館で所蔵していない図書のリクエストは本の内容や提供方法など、カウンターでの確認が必要なため、対面による受付とさせて頂いておりますが、用意ができた場合はメールで連絡しております。	E
155	検索機で子どもの本の場所を探すと、子どもの本がある全本棚で出てくるので場所が分からず。本棚単位で表示してほしい。本棚や段数に番号を振ると、探しやすくなる。	図書館で本の検索を行いやすくすることは、市民の読書支援の観点から重要であると認識しております。貴重なご意見につきましては、令和5年度の図書館システム更新時の課題として検討してまいります。	E
156	検索条件に、在書している(今日借りられる)図書館を指定できる機能が追加されると、検索結果が多い時や、急いでいる時に助かる。	所蔵一覧から確認いただけますので、該当の図書館にお問い合わせください。	E
157	返却した日にまた借りられると便利です。現在は別日でないと借りられない。	次の方の予約が入っていない本については一度だけ貸出延長ができます。すでに貸出を延長された本については、返却していただき、別の市民の閲覧に供するよう棚に配架いたします。	E
158	借りた本の履歴が一覧で見られると有難いです。	ご意見につきましては、令和5年度の図書館システム更新時の課題として検討してまいります。	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
159	本返却期限のメールを前日ではなく、数日前に来ると予定調整しやすく有難いです。	メール送信につきましては、様々なご要望がでていますので、ご意見として承ります。	E
160	中原図書館のことの本を読み聞かせるドームは声が響いて聞こえづらい。換気を良くし、防音効果があるものを持つると良い。靴箱もあると、出入口で誰かの靴を踏んだり踏まれたりしなくとも出入りしやすくなる。	現在感染症対策のため読み聞かせの部屋の使用については、制限をしていますが、制限の解除時には可能な対応を検討してまいります。	E
161	図書館の非常時の避難経路が分かりづらいです。	避難経路の案内については、よりわかりやすい掲示について検討してまいります。	E
162	これから益々多くなる高齢者も落ち着いて利用できる場所を確保いただきたい。定期的に川崎市在住の、学者、有識者によるミニ講演会を開催していただきたい。	読書環境の充実や講演会実施等のご意見につきましては、今後、検討を行うとともに、指定管理者のノウハウ等を有効に活用してまいります。	C
163	週末個人学習で利用させてもらおうとしても、開館時間の関係で、開始したと思ったらすぐお昼になってしまいます。また、平日終業後に図書を借りに行こうとしても、閉館時間に間に合わないケースが多く生じてしまっています。図書館の利用可能時間を延長してほしい。(開館時間の1時間前倒し、あるいは、閉館時間の1時間延長)	図書館の利用可能時間については、今後の課題として検討してまいります。中原図書館につきましては、平日 21 時まで開館しております。	C
164	個人学習や図書閲覧スペースでの飲食禁止は当然だが、図書館のすぐ外に飲食可能エリアがあると、自分にとって、非常に助かります。また、勉強で頑張っている受験生などがエレベーター前のわずかなスペースで、立ちながら菓子パンを食べながら空腹を満たしている姿は可哀想で見ていられないで、飲食スペースを設立してほしい。	各図書館では原則館内での飲食はお断りしていますが、中原図書館には軽飲食のコーナーを設けております。(現在、感染症予防対策のため休止中)	E
165	障害のある人向けの（案）になっていないので、教育基本法に違反している。作り直して再度、（案）を提出すること。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法等の関係法令を踏まえ、障害のある方を含めた市民ニーズを的確に把握し、その対応を図り、適切に運営してまいります。	D
166	個人の尊厳より、資本家の尊厳が重視した案になっており川崎市の社会教育の趣旨に違反している。このまま進めば市民も議員も行政も教育委員会も民主主義も破綻に向かうことになります。それぞれが個人の尊厳の観点からチェックし、再度作り直し再提出のこと。このまだだと、子どもや孫がかわいそうです。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法等の関係法令を踏まえ、市民ニーズを的確に把握し、その対応を図るため、本考え方を作成したものです。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
167	<p>市民館や図書館などの市民と直接にかかわる業務は、職員の「負担」にすぎなかつたのかと、愕然とする思いです。市民館は、区役所に移管され、教育委員会の補助執行という行政システムになっています。これは教育委員会の独立性を喪失させ、行政から独立して市民が学習することを保障する社会教育のあり方を変質させてきました。幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映される、多摩市民館の平和人権講座において市民委員推薦の講師に市民館から反対意見が出されるなどの問題が起きています。教育委員会の独立性、社会教育行政への市民参加において、問題が起こっています。</p>	<p>職員の負担につきましては、館運営を行いながら新たなニーズに対応するため、業務量が増大することについての対応を図る必要性があることをお示ししたものです。現状、市民館の社会教育振興事業は、区への補助執行となっておりますので、今後も区役所と連携しながら教育委員会が責任を持って事業へ関与してまいります。</p>	E
168	<p>「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」が事前に教育委員会および議会で審議される前に、社会教育委員会議で諮問されなかつたのはなぜか。同案が1月25日に教育委員会で審議された際、非公開にて審議された理由はなぜか。教育長によれば「公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがある」とのことですが、公開することが不公正、不適正になる理由は個人的には想定しかねます。</p>	<p>「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、意思決定過程にあるもので、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条3号「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項（指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を適用し、教育委員会での了承を経て、非公開としたものです。</p>	D
169	<p>現在の各図書館の選書について、専門図書が乏しく、魅力に欠けています。今後は部門ごとに多くの専門家による意見を聞いた上での収集・購入が良いです。郷土資料・川崎ならではの独自の資料等、より一層の充実と売れ筋を優先しすぎて減集、廃棄処分されないようにお願いします。子どもの地域の郷土資料の充実をお願いします。市民の希望者に市民館の講座として大学の授業を聴講できるようにして欲しいです。</p>	<p>指定管理者制度の導入後につきましても、図書館の選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関するこの決定については、引き続き市が行ってまいりますが、御意見については参考とさせていただきます。</p> <p>市民館については、民間事業者の経験や知見を活用し、より魅力ある講座を展開してまいります。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
170	市民館や図書館、教育や医療などは採算ではなく多くの市民が機会均等、平等に利用できることが必要。そこには税金を使う必要を認めます。	市民館や図書館等における生涯学習の提供につきましては、重要なことと認識しております、今後も市民の皆様に幅広く提供してまいります。	D
171	社会教育や生涯学習に携わる者は、自由な企画や発想が必要であり、そのような裁量が必要なことを記載する必要がある。自由な企画を実施するには、継続学習と相当の年数を要する習熟トレーニングが欠かせない。直営であろうと非直営であろうと関係なく、曖昧にしてはいけない観点である。	講座等学習の企画力につきましては、運営形態に係らず、職員にとって重要な事でございますので、現場での経験や研修等を通じて、その能力の向上を図ってまいります。	D
172	市民館での学びは学校教育以外の教育機会に関するものであり、パブリックコメント実施期間中がなぜ1か月と短かったのか、せめて市民への意見を直接聞くような機会、市民館専門部会の委員の意見を直接聞くような機会を設けてほしかったと思います。	パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、実施しております。市民館専門部会については、中間取りまとめの際にも全ての館の専門部会に説明を行っており、今回の考え方についても同様に説明に伺うこととしております。	D
173	「パブリックコメント手続き」の運用結果を見ると「政策等に反映した意見数」はこの10年間でH28年以降最低0.2%～最高2.5%、それ以前は4%～18%反映した意見数である。大幅な減少の理由を知りたい。良い傾向ではないので在り方を見直してほしい。パブコメに寄せられた意見は、圧倒的にDが多く、市民の意見が受け入れられないことになる。なぜ、多くの意見がDになるのかわからない。A～Dの基準を示してほしい。市民がこれだけ意見を出すのは施策をより良くしたいと思うからである。 (同趣旨ほか1件)	<p>パブリックコメント結果の公表について、主には次の項目へ各事業課の判断で振り分けを行っています。</p> <p>A：御意見を踏まえ、反映したもの B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの C：今後の施策や事業を進めていく中で、参考とするもの D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）</p> <p>行政計画等政策の策定に当たっては、さまざまな広聴手段により市民の皆様の御意見を適切に反映させるよう努めているところでございます。同制度は、市政への参加の推進と説明責任を果たすことを目的としており、市民の皆様の意見内容を十分考慮して政策等に反映させていくものです。今後も頂いた御意見も参考としながら、適切な制度運用が行われるよう、職員への周知徹底を図ってまいります。</p>	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
174	本当に私たち市民に知ってもらおうという気があるのでしょうか。上から目線で机の上で作り上げた文書で、本気で市民サービスの向上を目指しているという熱意を全く感じません。これを読んでパブリックコメントを6月中に出せというのは、市民の立場に立って考えることをしていないからではないでしょうか。理解できないままでは、多くの人はパブコメを出せません。	本考え方の作成にあたっては、中間とりまとめを作成し、関係団体等に直接ご説明を行い、意見交換を行ってまいりました。そのうえで案作成後パブリックコメントを行うとともに、中間取りまとめ説明団体を中心に再度説明及び意見交換を行っているところでございます。パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	D
175	台風 19 号で市民ミュージアムは市民の財産の収蔵物が水没しました。川崎市は指定管理から直営にするそうですが、この事件をどう総括していますか。何が問題だったのでしょうか。	市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
176	デジタル技術の運用の中に市民が安心して図書館等を利用できる環境が必要である。たとえば、高津図書館の場合、1Fに「書架」があり、2Fには「閲覧室」があり、誰でも入館し、席を確保して新聞や図書等を閲覧できる。しかし、誰でも利用可能というのは危険な状態であり、自由に入りし、利用者の利用を妨害する電磁波・超音波を照射して、倦怠感を惹起したり失神させたりする恐れがある。	市立図書館として、市民の安全性を確保し、ICT活用による事業・取組の充実を引き続き進めまいります。	E
177	本案が、5月末に出され、6月1日からパブリックコメントの募集がありました。パブコメ募集の場所がわかりづらかった。これで、市民の意見を求めると言えますか。「市民の自発的・主体的な参加による社会づくり、地域づくりを求める」なら、はっきり知らせをすべきです。また、この内容の説明は、市民に向けて時間をかけてするべきものではないか。市民が検討に与えられた時間も短い。	市民館・図書館の管理運営の考え方（案）については、各区役所・市民館・図書館施設などで縦覧に供するとともに、市ホームページなどにより所定の期間、広報を行ったところでございます。	E
178	中教審答申を引き合いにだして今後の公民館や図書館の役割を示した上、さらに「市民館・図書館は、館内における社会教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。」との記述がある。社会教育機関における本来の役割が軽視されており、教育基本法等に基づく、権利としての学習保障という目的を尊重していない。個人の自由な学びをさしおいて社会の課題解決を優先するべきではない。 (同趣旨ほか21件)	市民館・図書館につきましては、今まで通り関係法令を遵守してまいります。また、中教審答申では、今後の施設のあり方として、公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を支援するセンター的役割、地域の防災拠点、図書館は他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民ニーズに対応できる情報拠点とありますので、この方向性を踏まえた施設運営を行ってまいります。今後につきましても社会教育施設における学びの提供等、これまで行ってきた基本的役割は引き続き、実施しつつ、新たな市民ニーズへの対応についても行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
179	<p>図書館法で図書館の設置は条例で定めることが規定され、地教行法で管理運営の基本的な事項は教育委員会規則で定めることが規定されている。教育委員会が教育機関である図書館を直接管理運営することと解釈すべきであり、図書館の管理を他の者に行わせることは望ましくない。指定管理の前身の管理委託制度の下では文部（科学）省は、図書館の基幹的な業務については当該制度になじまないという考えであった。指定管理制度は管理委託制度よりも民間事業色が強い制度であり、管理委託になじまない図書館が指定管理制度になじむということはありえない。市民館と図書館の所管を教育委員会から首長部局に移管することを想定しているのか。（同趣旨ほか19件）</p>	<p>市民館・図書館の地域ニーズへの対応の必要性から、その体制づくりとして指定管理者制度を活用することとしたところでございます。また、市民館・図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません</p>	D

その他、用語・用字の修正などを行っています。